スプリングレビュ一調書

こども家庭部

【協議事項】(案件名を記入してください)

待機児童の解消について

【現状と課題】

(論点とすべき点を下線で強調してください)

近年の経済状況の悪化から、女性の就労傾向が一層高まっており<u>、仕事と子育ての両立支援を</u>図る目的から、保育所や放課後児童会の待機児童解消への取組が急務となっている。

○保育所

- ・平成 21 年 4 月の待機児童数は 134 人であったが、平成 22 年 4 月は 253 人と大幅に増加している。
- ・認可保育所の創設、増改築等の施設整備などにより、保育所待機児童の解消に取り組んでいるが、23年度以降も引き続き保育需要は高い水準で継続することが見込まれるため、認証保育所の活用など様々な対応策を推進する必要がある。

○放課後児童会

- ·平成21年5月の待機児童数は116人、平成22年5月には136人と増加している。
- ・施設整備等により、定員増を図るなど、待機児童の解消に取り組んでいるが、入会希望者は 年々増加している。
- ・地域の実情を考慮し、教育委員会等と連携を図りながら場所の確保に努め、<u>計画的に整備を進</u>めているが、小学校の余裕教室などの場所の確保が難しい状況となっている。

【課題解決に向けた今後の方向性】

(論点とすべき点を下線で強調してください)

○保育所

- ・平成22年度に保育所の創設、増改築等を進め、平成23年4月に480人の定員増を図る。
- ・平成 23 年度以降は定員増の待機児童解消効果の検証を行うとともに、老朽化した既存保育所 の改築にあたっては、引き続き定員増を進める。
- ・施設整備以外の対応策として、認証保育所の効果的活用、認定こども園の設置促進など様々 な施策を進める。

○放課後児童会

- ・平成 22 年度は地域子育て支援拠点事業における類似事業(「なかよし館・児童館等」、「子育て広場」、「地域子育て支援センター(小規模型)」)の再編にあわせ、470人の定員増を図る。
- ・<u>平成23年度以降は地域の二一ズ等を考慮し、余裕教室の活用について学校等と調整を図ると</u>ともに、公共施設の活用や施設整備等を行い、定員の増員を図る。

【今後の主要事業(案)】

(論点とすべき事業を下線で強調し、概要書(主要事業調書等)を添付してください)

- · 民間保育所等助成事業
- · 放課後児童会施設整備事業

【協議要旨】

- ◆ 保育所の定員増を進めるとともに、認証保育所の活用に係る有効な施策の検討を行う。
- ◆ 放課後児童会については、資産経営課とも連携し、市有施設全体の中での有効活用を図り、 定員の増員を進める。

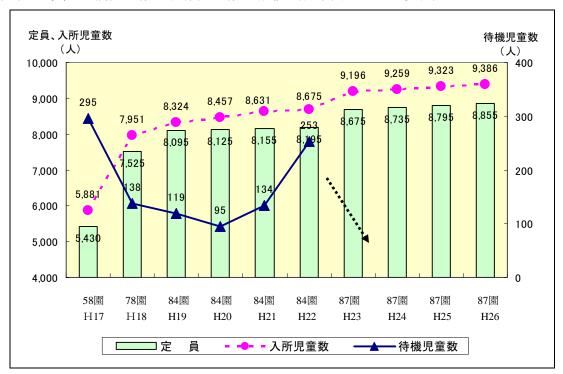
主要事業調書1

〇保育所待機児童の解消について

1 本市の現状

【待機児童数について】

(1) 定員・入所児童数・待機児童数の推移(各年度4月1日現在)



※H17→H18の定員及び入所児童数の増加は主に合併によるもの。

(2) 地域別待機児童数内訳

	中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区	計
H21.4.1	29 人	26 人	10 人	13 人	23 人	33 人	0人	134 人
H22.4.1	87 人	63 人	19 人	10 人	24 人	48 人	2 人	253 人
増減	58 人	37 人	9人	△3 人	1人	15 人	2 人	119 人

【保育所利用率について】

就学前児童数は、徐々に減少していくことが予測されている。動向については、従前から幼稚園志向が強いが、近年、保育所利用率が上昇傾向にある。

この傾向は近年の核家族化の進行を始め、女性の社会進出等による夫婦の共働きが増加 し、出産後早い時期から就労する傾向が高まっていることや、女性の就労形態の多様化な ど、様々な要因を背景に保育ニーズが高まっているためと推測される。

保育所利用率等の推移(各年度4月1日現在)

区分	H19年	H20年	H21 年	H22年	対前年比
保育所利用率	17.8%	18.2%	18.6%	19.1%	0.5%
幼稚園利用率	36.8%	35.9%	35.1%		
就学前児童数	46,691 人	46,569 人	46, 328 人	45. 486 人	△842 人

※H22 幼稚園利用率については、未確定のため空欄

2 待機児童解消の取組み

増加する保育ニーズに対応するため、「安心こども基金」(平成22年度までが活用期限)を活用した保育所の緊急的な整備による保育所定員の拡大を実施するとともに、入所定員の弾力的対応、認証保育所の利用促進など、諸施策の効果的な運用により待機児童の解消を図っていく。

【具体的施策】

・保育所の緊急整備 (~H22 ※安心こども基金の活用事業)

年度	区分	園数	保育所定員増
H21 • 22	既存民間保育所の増改築等	3 園	60 人
H22	民間保育所の創設	2 園	210 人
	既存民間保育所の増改築等	4 園	120 人
	認定こども園の創設	1 園	90 人
	定員増合計	_	480 人

・平成23年度以降の既存保育所の増改築

年度	区分	園数	保育所定員増
H23	既存民間保育所の増改築等	2 園	60 人
H24	n	2 園	60 人
H25	n	2 園	60 人
	定員増合計	_	180 人

[※]耐震性の劣る施設又は老朽化施設の改築に合わせ、定員の増加を図る。

今後の保育所の新設については、保育所の緊急整備による平成23年4月の480人の定員 増の待機児童解消効果を検証し、必要性について検討を行う。

- ・保育所入所定員の弾力的対応 年度当初は概ね定員の115%、年度途中には125%程度までの保育の実施を行う。
- ・認証保育所の効果的運用

認証保育所の積極的なPR、助成制度の拡充等により、施設機能の改善、利用者の負担軽減を進め、一層の利用促進を図る。

- ・私立幼稚園を母体とした幼保連携型認定こども園の導入推進 私立幼稚園等に対し、制度の周知を図り、導入に向けた積極的な支援を行う。
- 事業所内保育施設の設置促進

市内の事業所が新たに設置する定員 6 人以上の事業所内保育施設を対象として、1 施設あたり 5,000 千円を上限に補助を行う。

平成 21 年度実績 1 施設(補助額 5,000 千円)

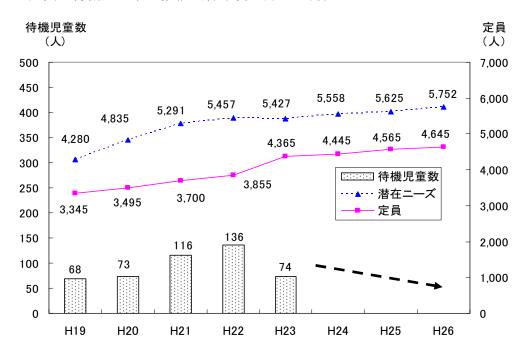
- ・幼稚園における預かり保育の効果的運用 公立及び私立幼稚園における預かり保育の周知を図り、3歳児以上の利用促進を図る。
- ・国の保育制度改革への取組に関する対応

国は幼保一体化を含め、新たな次世代育成支援のための包括的、一元的な制度の構築 について、平成22年度前半を目途に基本的な方向を定め、平成23年通常国会へ所要の 法案を提出することとしており、こうした保育制度に係る今後の動向を注視していく。

主要事業調書2

○児童会待機児童の解消について

1 定員・待機児童数の推移(各年度5月1日現在)



※潜在ニーズの算出方法

- ・保育所の各年度の5歳児の入所児童数から推計
- ・H23 年度以降は、H22 の保育所入所の 5 歳児の割合を基準にして推計

2 児童会の状況について

児童会への入会希望児童は、保育所と同様に、核家族化の進行を始め、父子・母子家庭の増加、女性の社会進出等による夫婦の共働きの増加、女性の就労形態の多様化などの様々な要因を背景に増加している。

3 待機児童解消の取組み

増加する児童会へのニーズに対応するため、小学校の児童数の推計を参考に、小学校の空き教室の利用、公共施設の活用、学校敷地内への建設など児童会定員の拡充を段階的に実施することにより待機児童の解消を図っていく。

4 児童会における待機児童

小学校区ごとに児童会を開設しているが、待機児童数は経済状況により、年度によって変化するため、計画的な解消が難しい状況である。

スプリングレビュー調書

こども家庭部

【報告事項】

発達障がいのある子どもの支援体制の整備について

【現状と課題】

(論点とすべき点を下線で強調してください)

発達障がいのある子とその家族が、住みなれた地域の中で、安心して暮らしていくためには、 将来にわたって途切れのない支援が必要である。

こども家庭部の設置により、児童施策の一元化は図られたが、個別の対応については、<u>包括</u>的・組織的な連携体制には至っていない。

- ・平成20年6月 浜松市発達相談支援センター「ルピロ」を設置(委託)
- ・平成22年度中に「発達障害者支援体制整備検討委員会」を設置予定
- ・今後は、発達障害者支援体制整備事業(根拠:国の実施要綱)の中で、
 - ①市民の理解を深めること
 - ②各ライフステージにおける個別の支援計画作成等に基づく関係機関の連携した支援等が求められている。

【課題解決に向けた今後の方向性】

(論点とすべき点を下線で強調してください)

発達障害は将来にわたって継続するため、<u>成長過程に合わせた一貫した一元的な取り組みが</u>必要。

1 発達障害者支援体制整備検討委員会の設置(平成22年度)

保健、医療、福祉、教育及び雇用等の関係する分野の意見を集約して、整備のための実現性の高い項目の洗い出しを行い、<u>市全体の支援体制のあり方を検討していく</u>。

2 サポート手帳(仮称)の検討

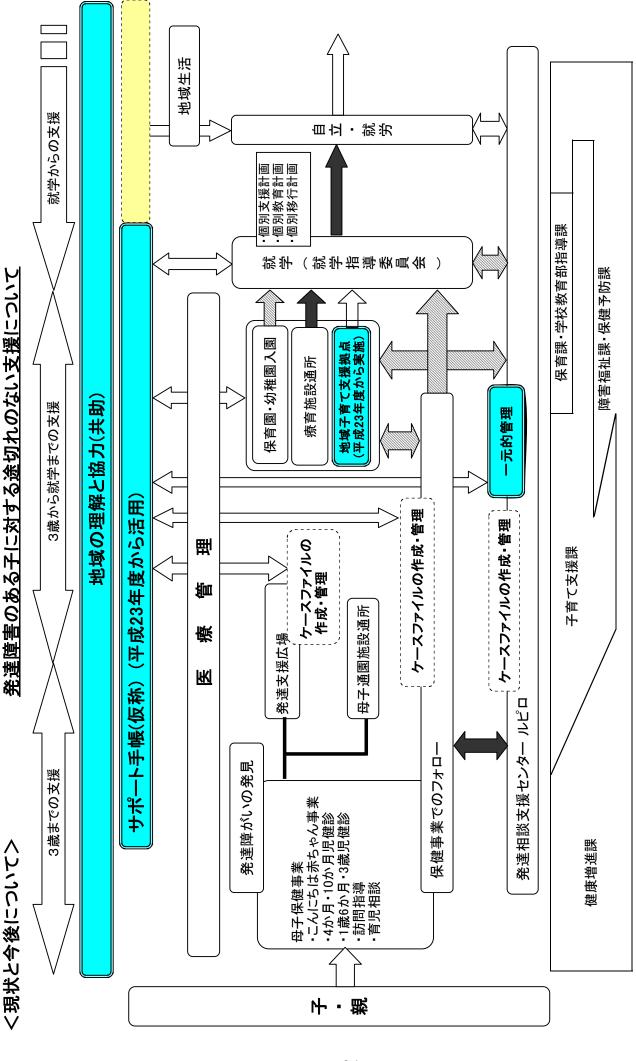
健康診断時、就園・就学時等など、各ライフステージが変わり相談関係機関が変わるたびに、これまでの情報を、最初からすべて説明、書類を作成・提出しなければならないといった、本人とその保護者にとって<u>精神的負担の大きい困難な状況を早急に改善</u>し、住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう、サポート手帳(仮称)を作製。

⇒本人の情報が各機関に分散し、集約されない状況から、適時的確な判断に時間を要しているため、個人情報に十分配慮した情報の共有ができる体制整備が必要である。

【今後の主要事業(案)】

(論点とすべき事業を下線で強調し、概要書(主要事業調書等)を添付してください)

・保健、医療、福祉、教育、就労等の各機関において、情報が一元的に管理、共有され、年齢や所属により途切れることがない自立に向けた支援体制を整備する。



※本人及び家族が、個人情報を一元的に管理することを了解し、関係機関は個人情報の取り扱いに配慮し、ケースの自立支援のための情報を共有し 途切れのない支援体制を整備する。 ⇒円滑な情報共有の仕組みづくり、個人情報の一元的管理、ルピロの相談機能の更なる充実、相談対応窓口の一本化(発達障害支援担当の設置)、 人材の確保と育成等

34